

新	旧
<p data-bbox="331 164 869 263">第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等 における「量の見込み」の算出等の考え方 (改訂版 ver. 3)</p> <p data-bbox="488 304 712 331">令和7年9月29日</p> <p data-bbox="129 373 237 400">はじめに</p> <p data-bbox="100 442 1099 715">子ども・子育て支援法第61条及び第62条において、市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び都道府県は、国が示す基本指針（「<u>教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針</u>」（平成26年内閣府告示第159号）をいう。以下同じ。）に即して、それぞれ5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「市町村支援事業計画」という。）及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（以下「都道府県支援事業支援計画」という。）を定めるものとされている。</p> <p data-bbox="143 719 461 746">(第2段落～第4段落 略)</p> <div data-bbox="112 799 1093 1139" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="152 831 1070 1106">「第三期手引き」の改訂版 ver. 3（令和7年9月29日子ども家庭庁成育局総務課事務連絡）は、「第三期手引き」の改訂版 ver. 2（令和6年10月10日子ども家庭庁成育局総務課事務連絡）発出後、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）による子ども・子育て支援法の改正（以下「令和6年子ども・子育て支援法改正」という。）及び児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）による児童福祉法の改正（以下「令和7年児童福祉法改正」という。）並びに令和8年4月1日に適用される基本指針の最新の改正に伴う所要の修正を反映したものである。</p> </div> <p data-bbox="100 1171 1048 1198">※ 各項目名後の（ ）内は、第一期手引きにおける該当ページを示している。</p> <p data-bbox="100 1240 371 1267">< 1 > 基本的考え方</p> <p data-bbox="100 1310 224 1337">1 (略)</p> <p data-bbox="100 1380 595 1407">2. 提供体制確保の実施時期の設定 (P3)</p> <p data-bbox="129 1414 1099 1441">市町村支援事業計画における提供体制確保の実施時期は、各市町村における利用</p>	<p data-bbox="1361 164 1899 263">第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等 における「量の見込み」の算出等の考え方 (改訂版 ver. 2)</p> <p data-bbox="1496 304 1742 331">令和6年10月10日</p> <p data-bbox="1151 373 1258 400">はじめに</p> <p data-bbox="1122 442 2121 715">子ども・子育て支援法第61条及び第62条において、市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び都道府県は、国が示す基本指針（「<u>教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針</u>」（平成26年内閣府告示第159号）をいう。以下同じ。）に即して、それぞれ5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「市町村支援事業計画」という。）及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（以下「都道府県支援事業支援計画」という。）を定めるものとされている。</p> <p data-bbox="1164 719 1482 746">(第2段落～第4段落 略)</p> <div data-bbox="1133 799 2114 1139" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="1173 815 2092 1054">「第三期手引き」の改訂版 ver. 2（令和6年10月10日子ども家庭庁成育局総務課事務連絡）は、「第三期手引き」の改訂版 ver. 1（令和6年3月11日子ども家庭庁成育局総務課事務連絡）発出後、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）による子ども・子育て支援法の改正（以下「令和6年子ども・子育て支援法改正」という。）及び令和7年4月1日に適用される基本指針の最新の改正に伴う所要の修正を反映したものである。</p> <p data-bbox="1173 1061 2092 1125">今後、「新子育て安心プラン」等にかわるプランを策定する可能性があることに留意されたい。</p> </div> <p data-bbox="1122 1171 2069 1198">※ 各項目名後の（ ）内は、第一期手引きにおける該当ページを示している。</p> <p data-bbox="1122 1240 1393 1267">< 1 > 基本的考え方</p> <p data-bbox="1122 1310 1245 1337">1 (略)</p> <p data-bbox="1122 1380 1617 1407">2. 提供体制確保の実施時期の設定 (P3)</p> <p data-bbox="1151 1414 2121 1441">市町村支援事業計画における提供体制確保の実施時期は、各市町村における保育</p>

新	旧
<p>者ニーズや提供体制などそれぞれの実情を踏まえた上で、令和 11（2029）年度末までのできるだけ早期に量の見込みに対応する教育・保育施設、地域型保育事業及び乳児等通園支援事業を整備することを目指し、設定する。</p> <p>< 2 > 量の見込みの算出 II. 量の見込みの具体的算出方法（P6） （略）</p> <p>1 （略）</p> <p>2. 教育・保育の量の見込みの算出方法（P30～38） （全般的事項） （ア）算出方法について 第一期手引きにおいては、1～3号認定それぞれ量の見込みの算出方法を記載しており、第三期においても、従来どおりこの算出方法に沿って量の見込みを算出することが可能である。ただし、2号認定の量の見込みについては、令和7年児童福祉法改正による満三歳以上限定小規模保育事業の創設に留意すること。 （第2段落 略）</p> <p>（イ）・（ウ） （略）</p> <p>（個別事項） （ア）幼稚園・預かり保育について（P33） （略）</p> <p>（1）共働き等家庭のこどもの幼稚園・預かり保育の利用希望の取扱いについて（P62～64にも関連） （第1段落・第2段落 略） なお、現行の基本指針においては、長時間・通年の預かり保育により保育を必要とする子どものニーズに適切に対応可能であると認められる場合には、「幼稚園及び預かり保育」を2号認定子どもに係る教育・保育の提供体制の確保の内容に含めることを可能としている（基本指針第三の二の2（二）（1）及び第三の四の2（二）（1））が、これは保育所等の利用を希望したものの保育所に入所できない者を主な対象としており、「幼児期の学校教育の利用希望の強い者」とは想定される対象者が異なることから、両者を区分して確保方策の計画をたてることが望ましい。ただし、既に</p>	<p>ニーズや提供体制などそれぞれの実情を踏まえた上で、令和 11（2029）年度末までのできるだけ早期に量の見込みに対応する教育・保育施設及び地域型保育事業を整備することを目指し、設定する。 ※実施時期の設定については、「新子育て安心プラン」後の次期プランの在り方等の検討状況等も適宜参照されたい。</p> <p>< 2 > 量の見込みの算出 II. 量の見込みの具体的算出方法（P6） （略）</p> <p>1 （略）</p> <p>2. 教育・保育の量の見込みの算出方法（P30～38） （全般的事項） （ア）算出方法について 第一期手引きにおいては、1～3号認定それぞれ量の見込みの算出方法を記載しており、第三期においても、従来どおりこの算出方法に沿って量の見込みを算出することが可能である。</p> <p>（第2段落 略）</p> <p>（イ）・（ウ） （略）</p> <p>（個別事項） （ア）幼稚園・預かり保育について（P33） （略）</p> <p>（1）共働き等家庭のこどもの幼稚園・預かり保育の利用希望の取扱いについて（P62～64にも関連） （第1段落・第2段落 略） なお、現行の基本指針においては、子育て安心プランを踏まえ、長時間・通年の預かり保育により保育を必要とする子どものニーズに適切に対応可能であると認められる場合には、「幼稚園及び預かり保育」を2号認定子どもに係る教育・保育の提供体制の確保の内容に含めることを可能としている（基本指針第三の二の2（二）（1）及び第三の四の2（二）（1））が、これは保育所等の利用を希望したものの保育所に入所できない者を主な対象としており、「幼児期の学校教育の利用希望の強い者」とは想定される対象者が異なることから、両者を区分して確保方策の計画をたてるこ</p>

新	旧			
<p>「幼児期の学校教育の利用希望の強い者」を対象とした「幼稚園及び預かり保育」を2号認定子どもに係る教育・保育の提供体制の確保の内容として設定している場合には、計画作成事務の省力化の観点から、2号認定に係る確保内容（「幼稚園及び預かり保育」）にまとめて計上することも差し支えないこと。</p> <p>（第4段落 略）</p> <p>（2）<u>預かり保育の充実等の取扱いについて</u>（P62～64にも関連）</p> <p>（略）</p> <p>（3）（略）</p> <p>（イ）（略）</p> <p>（ウ）<u>満三歳以上限定小規模保育事業の創設に伴う2号認定に係る教育・保育の量の見込みの算出方法</u></p> <p>令和7年児童福祉法改正により、令和8年度から、<u>国家戦略特別区域法に基づく小規模保育事業の特例措置（国家戦略特別区域小規模保育事業）</u>を全国展開し、児童福祉法において「<u>満三歳以上限定小規模保育事業</u>」が創設され、令和8年度以降の教育・保育の量の見込みについては、<u>市町村支援事業計画において、令和7年児童福祉法改正による改正後の子ども・子育て支援法第61条第2項第1号ロに掲げる「各年度の当該教育・保育提供区域における特定地域型保育事業所に係る第十九条第二号に掲げる小学校就学前子ども（満三歳以上限定小規模保育を利用するものに限る。）の必要利用定員総数」</u>を含めて定めることとする等の変更が加えられた。</p> <p><u>上記を踏まえ、令和8年度以降の2号認定に係る教育・保育の量の見込みを定めるに当たっては、第一期手引きにおける「2号認定（認定こども園及び保育所）」の量の見込みの記載を次の表のとおり読み替えること。</u></p> <p>なお、各市町村の実情に応じて適切に対応することにより、次に記載により読み替えられた第一期手引きの記載により算出しないこととすることも可能である。</p>	<p>とが望ましい。ただし、既に「幼児期の学校教育の利用希望の強い者」を対象とした「幼稚園及び預かり保育」を2号認定子どもに係る教育・保育の提供体制の確保の内容として設定している場合には、計画作成事務の省力化の観点から、2号認定に係る確保内容（「幼稚園及び預かり保育」）にまとめて計上することも差し支えないこと。</p> <p>（第4段落 略）</p> <p>（2）<u>「子育て安心プラン」に基づいた預かり保育の充実等の取扱いについて</u>（P62～64にも関連）</p> <p>（略）</p> <p>（3）（略）</p> <p>（イ）（略）</p> <p>（新設）</p>			
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="103 1241 259 1337">第一期手引き 該当ページ</td> <td data-bbox="259 1241 450 1337">読み替え前</td> <td data-bbox="450 1241 1077 1337">読み替え後</td> </tr> </table>	第一期手引き 該当ページ	読み替え前	読み替え後	
第一期手引き 該当ページ	読み替え前	読み替え後		

新			旧
5, 7, 8, 30, 3 5, 36	認定こども園 及び保育所)	認定こども園及び保育所+満三歳以上限定小規模保育)	

また、令和8年度以降における広域利用の取扱いについては、第一期手引きにおける「<3>提供体制の確保の方策及びその実施時期」の「I 教育・保育」における「1. 広域利用の取扱い」に基づく計画の記載について、第一期手引きの記載にかかわらず、次のとおり取り扱うこと。

【A市子ども・子育て支援事業計画】

		令和8年度			9	10	11	
		1号	2号	3号
量の見込み		500人	500人	300人
確保方策	特定教育・保育施設	市内 350人 B市 100人 C市 50人	市内 450人 B市 10人 C市 20人	市内 200人
	特定地域型保育事業		市内 50人 B市 10人	市内 50人 D市 20人

【B市子ども・子育て支援事業計画】

		令和8年度			9
		1号	2号	3号	...
量の見込み		1000	1150人	800人	...

B市居住の子ども（=B市に確保義務あり）に係る量の見込みを記載

新					旧			
み	人							
(他市町村の子ども)	A市 100人 E市 30人	A市 20人	ニ					
確保方策	特定教育・保育施設	市内 1000人	市内 1100人	市内 200人	...	B市居住の子ども (= B市に確保義務あり) に係る確保方策を記載		
	(他市町村の子ども)	130人	10人					
	特定地域型保育事業	/	市内 50人	市内 800人
	(他市町村の子ども)	/	A市 10人	E市 10人				

3. 乳児等通園支援の量の見込みの算出方法

令和6年子ども・子育て支援法改正により、令和7（2025）年4月から地域子ども・子育て支援事業として、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が新たに創設され、令和8（2026）年4月に乳児等のための支援給付が創設されるとなる。令和7年度の地域子ども・子育て支援事業としての量の見込みについては、＜6＞ 子ども・子育て支援法改正による新事業の見込みにお示ししているところであるが、令和8年度以降については、乳児等のための支援給付として、子ども・子育て支援法第61条第2項第6号において、「乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容」を市町村子ども・子育て支援事業計画に定めることとされていることから、第三期市町村支援事業計画において、「量の見込み」や「確保方策」等を策定し、計画的な整備を進めていく必要がある。

(新設)

新	旧
<p>なお、第三期市町村支援事業計画の策定時に量の見込み等を設定していない場合においては、中間年見直しなど、量の見込み等の設定が可能となったタイミングで、速やかに市町村支援事業計画に設定するよう努めること。ただし、この場合においても、令和8年度から市町村支援事業計画に量の見込み等を設定するまでの期間について、市町村支援事業計画とは別に量の見込み等の計画等を策定するなど、何らかの代替措置を講ずることにより適切な体制確保に努めること。</p> <p>(ア) 算出方法について</p> <p>乳児等通園支援事業の量の見込み（必要利用定員総数）の算出方法については、以下に記載のとおりとする。</p> <p>(1) 「必要受入れ時間数」について</p> <p>下記基本的な算出式により、各年度の対象年齢ごとの必要受入れ時間数を算出することを基本とするが、市町村において、算出式に利用割合（※）を乗じて算出することも可能とする。また、以下の算出式によらず、市町村独自に必要な受入れ時間数を算出することも可能とする。</p> <p>（※）利用割合については、(イ)に記載のとおりトレンドや政策動向、地域の実情等について十分考慮すること。</p> <p><基本的な算出式>（※1） 対象年齢（※2）の未就園児数 × 月一定時間（※3）</p> <p>（※1）市町村において、算出式に利用割合を乗じて算出することも可能。 （※2）対象年齢は0歳6か月から満3歳未満 （※3）月一定時間は、令和7年度の乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）における補助上限を踏まえ、10時間とする。</p> <p>(2) 「必要利用定員総数」について</p> <p>下記基本的な算出式により、各年度の対象年齢ごとの必要利用定員総数を算出することを基本とするが、市町村独自に必要な利用定員総数を算出することも可能とする。</p> <p><基本的な算出式>（小数点以下切り上げ） 必要受入れ時間数 ÷ 定員一人1月当たりの受入れ可能時間数（※4）</p> <p>（※4）月176時間（8時間×22日）を基本とするが、市町村の独自の設定も可能とする。</p> <p>(イ) トレンドや政策動向、地域の実情等の考慮</p> <p>乳児等通園支援事業の量の見込みの算出に当たっては、トレンドや政策動向、地</p>	

新	旧
<p>域の実情等を十分に踏まえること。</p> <p>また、利用ニーズは、政策動向や地域の実情等によって変動する可能性があることから、実態を適切に把握した上で、提供体制に不足が見込まれる場合には、乳児等通園支援事業を行う事業所の定員増等により確実に提供体制を整備すること。</p> <p>利用ニーズの把握については、利用希望の把握を行うための調査票にこども誰でも通園制度の利用希望の設問を盛り込むなど、適切に把握を行うこと。例えば、第一期の市町村支援事業計画作成時に示した「調査票のイメージ」に、こども誰でも通園制度の選択肢を追加することで、保護者等の利用希望の数値を利用意向の算出の際に使用し、量の見込みを算出することも考えられる。</p> <p>なお、利用ニーズの把握が困難な場合は、例えば、乳児家庭全戸訪問事業や妊婦等包括相談支援事業においてこども誰でも通園制度の利用の意向を把握する、一時預かり事業の利用者にこども誰でも通園制度の利用の意向を調査する等の工夫を検討すること。</p> <p>【参考】調査票のイメージへの追加問のイメージ</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>問 宛名のお子さんが2歳以下であって、保育所等（保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所、企業主導型保育施設）を利用していない方にうかがいます。こども誰でも通園制度（こどもの育ちを応援し、こどもの権利として月一定時間まで利用できる制度です）を利用したいという希望はありますか。「1.」から「4.」のいずれかに○をつけてください。</p> <p>1. 毎月、継続的に利用したい。</p> <p>2. 2～3月に1度程度利用したい。</p> <p>3. 年に2回程度利用したい。</p> <p>4. 利用希望はない。</p> </div> <p>4 （略）</p> <p>< 6 > 子ども・子育て支援法改正による新事業の見込み （第一段落～第四段落 略）</p> <p>また、原則通り令和7年度から新規三事業について市町村支援事業計画に量の見込み等を設定した場合であっても、各年度における実施状況を把握し、計画を策定した後において、利用状況等が量の見込みと大きくかい離している場合には、計画期間の中間年を待たずして、適切に見直しを行われたい。</p>	<p>3 （略）</p> <p>< 6 > 子ども・子育て支援法改正による新事業の見込み （第一段落～第四段落 略）</p> <p>また、原則通り令和7年度から新規三事業について市町村支援事業計画に量の見込み等を設定した場合であっても、各年度における実施状況を把握し、計画を策定した後において、利用状況等が量の見込みと大きくかい離している場合には、計画期間の中間年を待たずして、適切に見直しを行われたい。</p>

新	旧
<p>※ <u>乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）については、令和8年度からは地域子ども・子育て支援事業ではなく、乳児等のための支援給付として実施されることとなるため、令和8年度以降の量の見込みについては、<2> 3. 乳児等通園支援の量の見込みの算出方法を参照。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p>